

○富津市指定ごみ収集袋広告取扱要領

平成30年11月28日公告第44号

富津市指定ごみ収集袋広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市広告事業実施要綱（平成30年富津市告示第83号。以下「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、富津市指定ごみ収集袋（以下「ごみ袋」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準及び範囲)

第2条 広告の掲載に関する基準及び範囲は、実施要綱及び富津市広告事業実施基準（平成30年富津市告示第84号。以下「実施基準」という。）の規定によるものとする。

(広告掲載の規格)

第3条 広告を掲載するごみ袋の種類、枚数、1枚の大きさ、位置及び印刷の色は、次のとおりとする。

ごみ袋の種類	枚数	1枚の大きさ	位置	印刷の色
可燃ごみ専用 30リットル袋	2枚	縦10.0cm×横20.0cm	市が指定する位置	ごみ袋の印刷色と同色
可燃ごみ専用 20リットル袋	2枚	縦8.0cm×横16.0cm		
不燃ごみ専用 30リットル袋	2枚	縦10.0cm×横20.0cm		
資源ごみ専用 30リットル袋	2枚	縦10.0cm×横20.0cm		
容器包装プラスチック専用 45リットル袋	2枚	縦12.0cm×横26.5cm		

(広告掲載の期間)

第4条 広告の掲載期間は、当該広告を掲載したごみ袋の販売の開始から終了まで

とする。

(広告料の最低価格)

第5条 1 枠の広告掲載料（以下「広告料」という。）の最低価格は、ごみ袋の種類に応じ、市長が定める額とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市のホームページ及び広報紙により行うものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「希望者」という。）は、富津市指定ごみ収集袋広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要な書類等を添付して、市長に申し込むものとする。この場合において、希望者は、第3条に掲げるごみ袋の種類ごとに、それぞれ2枠までの広告の掲載を申し込むことができる。

(広告の掲載決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告の掲載の可否を決定し、富津市指定ごみ収集袋広告掲載（不掲載）決定通知書（別記第2号様式）により希望者に通知するものとする。

2 市長は、複数の希望者から掲載が適当と認められる広告の申込みがあった場合で、広告の枠に競合が生じたときは、枠ごとに次に掲げる優先順位で広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を決定するものとする。

(1) 申込金額が高い希望者

(2) 申込金額が同一の場合は市内に事業所を有する希望者

(3) 前2号により決定できない場合は抽選により選ばれた希望者

3 広告主に決定された者のうち、広告を掲載する位置については、申込みが早い者から順に選択できるものとする。

(広告料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告料を一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。

(広告料の返還)

第10条 市長は、納付した広告料は返還しないものとする。ただし、広告主の責に帰すべき事由以外の事由により広告を掲載できなくなった場合は、この限りでない。

い。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する全ての責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告により損害を被った旨の申出が他者からあった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、市が広告を掲載したごみ袋の製造に着手した後において、自己の都合により広告を取りやめる場合は、当該ごみ袋の製造、回収、配送その他の経費を負担するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 市長は、広告掲載決定後において広告主が法令、実施要綱、実施基準、この要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき、指名停止措置を受けたとき、社会的信用を著しく失墜するような行為をしたときその他広告の掲載を継続することが適当でないと認めるときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、広告料の返還はしないものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第13条 広告主は、広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年 月 日公告第 号)

この要領は、令和3年12月1日から施行する。